

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

（公印省略）

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について
（令和6年1月1日施行の夏季休暇の使用可能期間の見直し等関係）

本日、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-14-42）及び人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-15-20）が公布され、令和6年1月1日から施行されることとなります。

今般の改正は、現行の夏季休暇の使用可能期間（7月～9月）が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内に休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員について、休暇の使用可能期間を6月～10月に拡大するものです（同様の事情にある非常勤職員も対象）。

つきましては、各地方公共団体におかれては、地方公務員法の趣旨に沿い、人事院規則の改正内容に留意の上、夏季休暇の使用可能期間の見直しについて令和6年1月1日より適用すべく、人事委員会規則等の改正など所要の措置を講じていただくようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いいたします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課
公務員第四係

電話 03-5253-5544（直通）

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年十二月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一五―一四―四二

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（年次休暇の単位）</p> <p>第二十条 年次休暇の単位は、一日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時</p>	<p>（年次休暇の単位）</p> <p>第二十条 年次休暇の単位は、一日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時</p>

間（第七条第一項第三号に規定する職員にあつては、一時間又は十五分）を単位とすることができる。

2 一時間又は十五分を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもつて一日とする。

一 四 （略）

（特別休暇）

第二十二条 勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 四 （略）

間を単位とすることができる。

2 一時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもつて一日とする。

一 四 （略）

（特別休暇）

第二十二条 勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 四 （略）

十五 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の七月から九月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の六月から十月までの期間）内における、週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する三日の範

十五 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の七月から九月までの期間内における、週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間

圏内の期間

十六〜十八 (略)

2〜4 (略)

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

十六〜十八 (略)

2〜4 (略)

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年十二月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一五―一五―二〇

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（年次休暇以外の休暇）</p> <p>第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号</p>	<p>（年次休暇以外の休暇）</p> <p>第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号</p>

及び第十三号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。) に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇七 (略)

八 非常勤職員が夏季における盆等の諸行事、

心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の七月から九月までの期

間(当該期間が業務の繁忙期であることその

他の業務の事情により当該期間内にこの号の

休暇の全部又は一部を使用することが困難で

あると認められる非常勤職員にあつては、一

及び第十三号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。) に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇七 (略)

八 非常勤職員が夏季における盆等の諸行事、

心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の七月から九月までの期間内における、人事院の定める日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間

の年の六月から十月までの期間）内における、人事院の定める日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間

九〇十三（略）

二・三（略）

九〇十三（略）

二・三（略）

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

令和5年12月1日

人事院事務総局職員福祉局長

「計画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について」
の一部改正について（通知）

「計画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について（平成30年12月7日職職一252）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職一328）」第17の第2項に規定する計画表（以下「計画表」という。）は、年次休暇については年間、夏季休暇については7月から9月までの <u>期間</u> （人	1 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職一328）」第17の第2項に規定する計画表（以下「計画表」という。）は、年次休暇については年間、夏季休暇については7月から9月までの <u>期間</u> につ

<p><u>事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 22 条第 1 項第 15 号の規定に基づき、当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内に夏季休暇の全部又一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、6 月から 10 月までの期間）</u> について作成すること。</p> <p>2～10 （略）</p>	<p>いて作成すること。</p> <p>2～10 （略）</p>
--	----------------------------------

以 上